

インド移転価格税制の動向と実務事例

(2021年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

チェンナイ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）チェンナイ事務所が中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業の一環で Global Japan AAP Consulting Private Limited. に作成委託し、2021年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび委託先が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・チェンナイ事務所
E-mail：INC@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. OECD が発表した日本とインド間の相互協議手続きの動向	1
II. インド国内における独立企業間価格の算定実務	3
III. インド移転価格税制の税務訴訟事例（取引単位営業利益率法：TNMM）	5
IV. インド移転価格税制の税務訴訟事例（独立価格比準法：CUP 法）	6

インド移転価格税制の動向と実務事例

インドに進出する在インド日系企業は、親会社やインド国外のグループ会社と何らかの国際取引を行っているケースが多い。これらの関連者（Associated Enterprise：AE）との国際取引価格については独立企業間価格（Arm's Length Price：ALP）に基づいて算定されなければならない。以下では、インド国内における独立企業間価格の算定プロセスについてご紹介をするとともに、在インド日系企業が一般的に行っている典型的な国際取引に関して、過去の税務訴訟事例を元に、インド移転価格税制の実務的な論点を解説する。

※「関連者」や「独立企業間価格」の定義については以下リンク先の報告書を参照されたい。

[https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/02/2018/d474ec6015eafd3a/inrp-201803.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2018/d474ec6015eafd3a/inrp-201803.pdf)

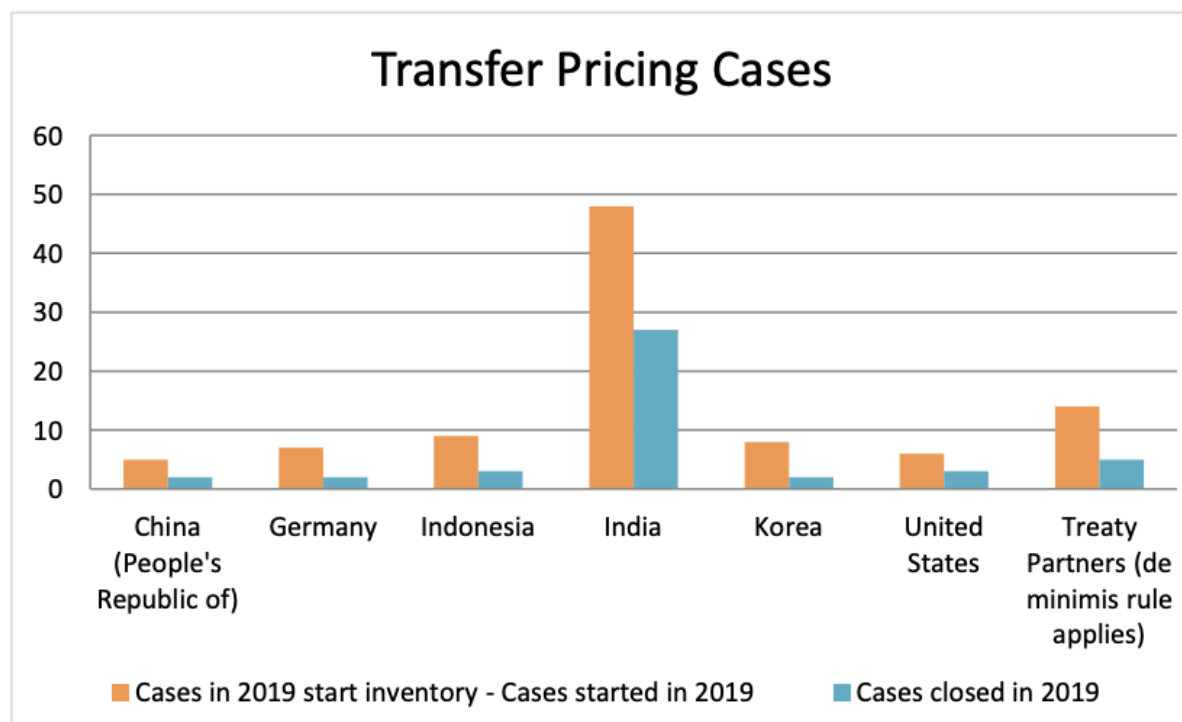
I. OECD が発表した日本とインド間の相互協議手続きの動向

1989年に締結された日印租税条約の第25条3項には、「両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。」と定められており、具体的な相互協議手続き（Mutual Agreement Procedure）については、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）の、BEPS 行動計画（※）項目14に規定されており、紛争解決メカニズムの効果的实施に向けての取り組みのひとつとなっている。

※多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（Base Erosion Profit Shifting: BEPS）を防ぐための対策として、2012年にOECDが定めた全15項目の行動計画

この相互協議手続き案件の大部分が移転価格税制関係のものである。対象となる国外関連取引について移転価格税制に基づく更正処分が下されると、当対象取引が独立企業間価格によって行われたものとみなされて法人税が課されることになり、取引が行われた両国における法人税の二重課税が発生してしまう。日印租税条約の規定では解決できないこのような二重課税について、訴訟や仲裁などの手段をとらずに、居住地の権限ある当局に相互協議の申し立てを行うことができる。

移転価格税制における日本国の相互協議手続き件数



(参照：<http://www.oecd.org/tax/dispute/2019-map-statistics-japan.pdf>)

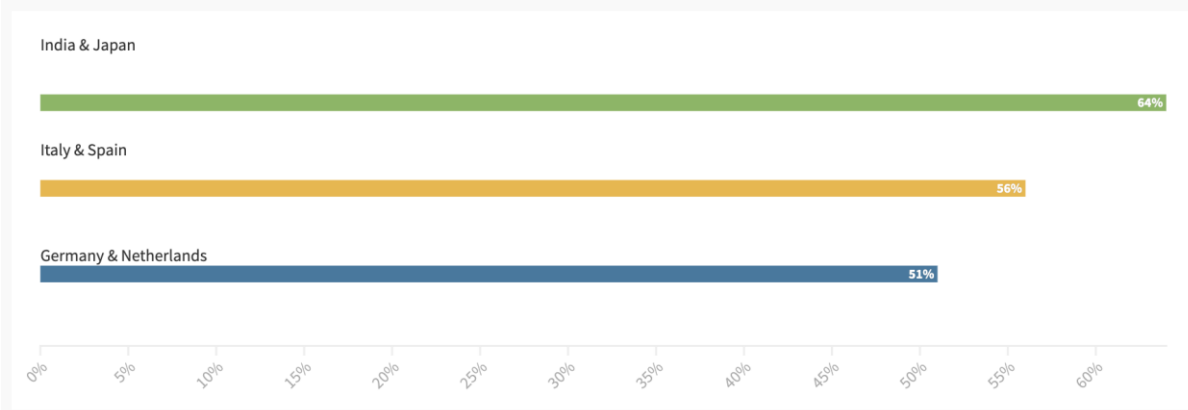
OECD の統計によると、インドと他国の間には、2016 年以降に開始された移転価格税制に関する相互協議手続きが 2019 年初の時点で 487 件存在し、そのうち 77 件が同年中に合意に至っており、手続き開始から合意までの平均月数は 18.48 か月となっている。インドと他国別の内訳では、件数の最も多い米国が 237 件、続いて英国が 52 件、日本は 48 件で 3 位である。インド-日本間の案件はそのうち 27 件が 2019 年中に合意に達しており、手続き開始から合意までの平均月数は 8.34 か月と対象国の中でも最短であり、前出の全体の平均 18.48 か月の半分以下の水準となっている。

一方で、日本と他国の間の相互協議手続きの観点からみると、2019 年初の時点で移転価格税制関係のものは全部で 97 件あり、そのうちインドとの案件は 48 件で対象国中で世界最多であるものの、同年中の合意件数 27 件というのも世界最多である。OECD は、2019 年の移転価格税制相互協議に関する手続きについて、日本とインドの二国間における相互協議の合意率が世界で最も高い 64%であったと表彰した。

移転価格税制における世界の合意率トップ3

Award 6: Transfer pricing cases

- **Methodology:** Highest agreement ratio for a pair of jurisdiction in %***
- **Type of cases:** Transfer pricing cases received after 1 January 2016 (or 1 January of the year of joining the BEPS Inclusive Framework)*
- **Size:** Pairs of jurisdictions with more than 20 transfer pricing cases to resolve in 2019 (start inventory + cases started)
- **Winners:** India with Japan, with an agreement ratio of approximately 64%.



(参照 : <http://www.oecd.org/tax/dispute/mutual-agreement-procedure-2019-awards.htm#category4>)

近年、インドと日本で合意に至った相互協議手続きの事例の中には、移転価格調査官の根拠提示不十分につき、移転価格税制に基づく更正が取り下げられたものや、独立企業間価格の算定方法の選択誤りの指摘を受け入れることで合意したもの等に加え、同一企業が関係した過去の相互協議手続きの最終合意内容に基づいた税務上の判断が、再度論点として協議された事例も見受けられる。

日印租税条約に記載されている「権限ある両当局間」に対して、事案に合意する義務は課されておらず、かつ相互協議自体が外交交渉であるため、納税者にとっては合意に至る見込みを予想することが難しい。しかしながら、上述のとおり近年の日印の相互協議手続きの動向を見る限り、仲裁などの手段をとらずに日系企業が当手続きを十分に活用することで、早期の税務紛争解決が実現する可能性は高いと言える。

II. インド国内における独立企業間価格の算定実務

インドの所得税法 (Income Tax Act, 1961) Section 92F において、独立企業間価格 (Arm's Length Price) とは、非関連者同士の自由取引において適用される価格と定義されており、新会社法 (Company Act, 2013) Section 188 (1) における独立企業間価格取引とは、関連者間で行われる、非関連者間と同等の、利害の矛盾のみられない取引と規定されている。

所得税法 Section 92C において特定されている算定方法は以下の5つである。各々の国外関連取引の取り巻く環境や事実関係に即した、最も適切な算定方法がとられるべきであり、例えば、

ある企業が複数の関連会社と同等の取引をする場合でも、算定方法が同じになるとは限らないなど、その選択に常套手段はない。また、国外関連取引と類似取引との間に、売手の果たす機能やリスク、その他において取引条件に差異があり、それが価格や利益、利益率の差にも影響を与える場合、その差を調整・考慮することにも留意する必要がある。

インド国内では多くのケースにおいて取引単位営業利益率法（TNMM）もしくは、独立価格比準法（CUP法）のいずれかが採用される傾向にあるため、III.およびIV.にて税務訴訟事例を紹介する。

一方で、インドにおいて入手可能な財務情報からは、製造原価や販売原価のデータを得ることが難しく、正確な原価率の把握が困難であることから、再販売価格基準法（RPM）や原価基準法（CPM）が独立企業間価格の算定方法として採用されることは一般的ではない。また、利益分割法（PSM）についても算定方法の特殊性から、一般的ではない。

1. 独立価格比準法

独立価格比準法（Comparable Uncontrollable Price : CUP）とは、国外関連取引にかかる商品やサービスと同様あるいは類似した非関連者間の取引における商品やサービスの金額をもって独立企業間価格とする方法である。主に、一般的・標準的な商品やロイヤリティや親子ローンの利息など、高い類似性が容易に確認できる場合に採用される。

2. 再販売価格基準法

再販売価格基準法（Resale Price Method : RPM）とは、国外関連取引で購入された商品やサービスが、非関連者に再販売もしくは供給されたその対価から、価格を算定する方法であり、非関連者への同等あるいは類似した商品やサービスの再販売に係る通常の利益を控除した金額をもって独立企業間価格とする方法である。

3. 原価基準法

原価基準法（Cost Plus Method : CPM）とは、関連者への商品あるいはサービスを提供するまでに負担された売手の直接費と間接費を算出し、非関連者が同等あるいは類似した商品やサービスを行う際の売上総利益の総原価に対する割合を乗じた金額を加算した金額をもって独立企業間価格とする方法である。この方法は、例えば、関連者間の半製品の取引時、同じく共同設備使用契約に基づく取引や、長期間のサービス提供取引の際に採用される傾向にある。

4. 利益分割法

利益分割法（Profit Split Method : PSM）とは、ある国外関連取引に類似した環境において、非関連者による取引に係る分割対象利益の発生に各当事者が寄与した程度を評価することができる市場データとともに、当該国外関連取引上、双方が果たす機能・使用する資産・引き受

けるリスクを加味することで、分割対象利益の発生に係る各当事者の寄与割合を評価し、その割合に応じた利益分割を行った上での金額をもって、独立企業間価格とする方法である。この方法は、例えば、国際取引における独自性の高い無形資産の取引、あるいは独立企業間価格のための個別評価が不可能な相互関連性の高い複数取引の際に採用される傾向にある。

5. 取引単位営業利益率法

取引単位営業利益率法（Transactional Net Margin Method：TNMM）とは、国外関連取引によって商品やサービスを得た買手が非関連者に再販売した対価から、この対価に比較対象取引の営業利益率を乗じた金額と、再販売のために要した販管費を加算した金額をあわせて控除した金額をもって、独立企業間価格とする方法である。この方法は、例えば、製造業者や製造委託、技術的役務提供などの取引等において採用される傾向にある。

III. インド移転価格税制の税務訴訟事例（取引単位営業利益率法：TNMM）

取引単位営業利益率法（Transactional Net Margin Method：TNMM）とは、上述のとおり対象企業の営業利益が、独立企業間の取引の結果生じる営業利益と同じ水準であることを確認することにより移転価格上の問題が生じていないことを示す方法である。ここでは TNMM を採用した企業がどのような論点において税務当局と争いになったか、また、納税者の主張に対してどのような裁判所判決が下されたのかを 2 つの事例を通じて紹介する。

事例 1：TNMM の比較対象企業の選定を通じて税務当局と争いになったケース

原薬の製造をしているインド企業 A 社は TNMM を採用しており、TNMM の採用については税務当局から異論はなかった。しかし A 社が比較対象企業として選定した 4 社は原薬メーカーではなく錠剤やシロップ剤の製薬メーカーであったため、ベンチマークとすべき企業群が適切ではないとして税務当局から否認された。その代わりに税務当局が原薬メーカー 4 社を比較対象として選定した結果、当初選定していた企業よりも類似企業の営業利益率が高くなる結果となり、約 400 万ルピーが加算調整された。

これに対して A 社は「税務当局が選定した 4 社は売上規模が当社と異なるため、選定先としては不適切である」と主張し、所得税局長（上訴担当）（Commissioner of Income Tax (Appeals): CIT(A)）へ異議申し立ての訴えを起こした。所得税局長は A 社の売上規模に対する訴えを認め、ベンチマーク選定企業先として相応しい売上高の範囲を 8000 万ルピーから 2 億 3000 万ルピーに絞って再度 TNMM 法により独立企業間価格を算出したところ、加算調整の金額は約 280 万ルピーへ減額された。さらに、これでも不服とした A 社はアーメダバード租税裁判所へ上訴したが、租税裁判所は A 社の訴えを認めず、所得税局長が算出した約 280 万ルピーの加算調整が妥当であるとの判決が下された。

事例 2 : 税務当局が想定利益に対して課税しようとしたケース

健康器具の仕入販売を行い、インド企業 B 社は、香港企業 C 社の関連会社であった。C 社は B 社を通じて健康器具の販売をすることもあったが、インド顧客へ直接販売することもあった。B 社は TNMM を採用していたが、営業利益率の算定において所得税局長から以下のような指摘を受けた。

1. C 社がインド顧客へ直接販売した分について、もし B 社を経由してインド市場で販売していれば B 社が得ていたであろう想定利益 (Notional Profit) は益金として加算調整されるべきである。
2. B 社が C 社製品の販売のために支出した販売促進費 (Advertisement, Marketing and Promotion expenses : AMP expenses) のうち 5% を超える部分については、C 社のインド市場におけるブランドという無形資産の形成に寄与したものであるから、販売促進費の 10% を益金として加算調整されるべきである。

税務当局の主張に対し、ムンバイ租税裁判所は以下のように判決を下し、結果的に B 社は更正処分による追徴課税を受けずに済んだ。

1. C 社からインド顧客への直接販売について、B 社が何ら関与していないにも関わらず想定利益が発生すると一方的に主張することはできない。所得税局長が B 社の想定利益を主張するためには、所得税局長が当該取引への B 社の関与を立証しなければならない。
2. 所得税局長は販売促進費の独立企業間価格について明確な算定根拠を示していない。B 社が負担している販売促進費は B 社が C 社から輸入した商品を販売するための費用である。また、B 社と C 社との間で、C 社のインド市場でのブランド形成のために B 社が販売促進費を負担するといった取り決めも存在しない。従って、B 社の販売促進費は国際取引の対象ではなく、所得税局長が主張する加算調整は認められない。

IV. インド移転価格税制の税務訴訟事例 (独立価格比準法 : CUP 法)

独立価格比準法 (Comparable Uncontrolled Price Method : CUP 法) とは、上述のとおり関連者間取引における取引価格が類似する非関連者間取引の取引価格と同水準であることを確認することにより移転価格上の問題が生じていないことを示す方法である。ここでは CUP 法を採用した企業がどのような論点において税務当局と争いになったか、また、納税者の主張に対してどのような裁判所判決が下されたのかを 3 つの事例を通じて紹介する。

事例3：税務当局からロイヤリティが高いと指摘されたケース

土木機械の製造を行っているインド企業 D 社は、イギリス企業 E 社の関連会社であった。D 社は土木機械の販売に際し、インド国内販売については国内売上の 5%を、インド国外への輸出については輸出売上の 8%をロイヤリティとして E 社へ支払っていた。しかし税務当局は、当該機械は D 社が独自に研究開発したものであり、E 社の技術は何ら利用していないとして、ロイヤリティの独立企業間価格は 0%が適切であると主張した。

その後、紛争処理委員会 (Dispute Resolution Panel: DRP) が独立企業間価格を 0.25%として提案したが D 社は納得せず、訴訟を起こした。訴訟において D 社は、販売促進費 (Advertisement, Marketing and Promotion expenses: AMP expenses) は TNMM によって移転価格を確認することとした判決を根拠に、本件のロイヤリティも CUP 法ではなく TNMM によって確認されるべきと主張した。しかしながら、D 社の訴えは認められなかった。D 社が引用した判決は流通業者 (Distributors) による販売促進費算定の事例であったが、流通業者における販売促進費の情報を入手することが困難なためである。それに対して今回のケースでは、D 社が親会社へ支払う費用はロイヤリティの他に原材料費などがあるが、原材料費などは取引価格を把握することが容易であり、したがってロイヤリティはそれらの費用から明確に分離されているため取引価格の把握が比較的容易である。従って、製造業者が親会社に支払う費用を一体として営業利益率をベースとした TNMM で独立企業間価格を算定することは適切ではなく、ロイヤリティは CUP 法によって確認されなければならないとされた。

デリー租税裁判所 (Income Tax Appellate Tribunal: ITAT) は、D 社と税務当局双方に対して CUP を用いて販売促進費を算定しなおす判決を下した。

事例4：税務当局から関連者間の無利息貸付を否認されたケース

ソフトウェア開発を行っているインド企業 F 社は、アメリカにある G 社の親会社であった。F 社は G 社にソフトウェアを販売していたが、それとは別に USD 1,515,000 の無利息貸付 (※ECB ローン) を実施していた。この無利息貸付は G 社の運転資金や事業拡張を助けるものであり、以下の理由により CUP 法ではなく TNMM を採用すべきであると F 社は主張した。

1. F 社は G 社との取引からの収益を全て得ているため、F 社の事業拡張は G 社の事業拡張にも直結している
2. 利息はソフトウェアの販売価格に含まれており、両社は分離できない
3. 取引の性質を考慮すると、公開されている情報からは、類似取引の取引価格を調べる事ができない

F 社は、TNMM に基づき計算すれば無利息貸付が独立企業間価格であると主張した。しかしながら、所得税局長（上訴担当）（Commissioner of Income Tax (Appeals): CIT(A)）は以下のように主張した。非関連者間取引の場合を想定すると、取引をしているというだけで取引先に対して無利息で貸付を行うことは通常想定しづらい。なぜなら、第三者へ貸付けることで利息を得られる機会を逸することになり、また取引先が債務不履行に陥って回収ができない可能性があるからである。このような大きなリスクを抱えながら無利息で貸付を行うケースが一般的ではないことを考えると、貸付利息はソフトウェア販売価格と分けて CUP 法により算定しなければならず、10%が妥当である。デリー租税裁判所は、親子間の貸付についてはソフトウェア販売取引と分離して CUP 法により算定することが妥当であることは認めたものの、その金額については税務当局が CUP 法を用いて再度算定しなおすよう判決を下した。

※ECB ローンとは、External Commercial Borrowing の略で、インド居住者がインド非居住者から借り受ける対外商業借入の総称です。当該ローンはインド準備銀行（Reserve Bank of India : RBI）が規定する ECB 規制の対象となっており、最低平均償還期間や資金使途、上限金利等の要件を定めている。

事例 5：税務当局から特許商品の輸入取引に対して CUP 法の適用を求められたケース

高血圧やメタボリックシンドロームの最終製剤（Finished Dosage Forms : FDF）を開発していた製薬会社 H 社は、原材料となる医薬品有効成分（Active Pharmaceutical Ingredients : API）をフランスとエジプトの関連会社から輸入していた。H 社は TNMM により移転価格を算定していた。税務当局は、H 社が関連会社から約 18 万ルピーで輸入しているものと同種の API を、競合他社はイタリアから約 4 万ルピーで輸入していることを確認し、H 社に対して CUP 法で独立企業間価格を算定することを求めた。なぜなら、CUP 法は最も信頼性のある独立企業間価格算定方法であり、CUP 法が適用できない場合に限り TNMM を採用すべきである、との主張もあった。これに対し H 社は以下のように反論した。

1. H 社が輸入している API は特許を取得しており、税務当局が参照しているジェネリック API よりも品質が良いため、独立企業間価格算定の比較対象として適切ではない。
2. 移転価格算定方法は法令で定められているものではないため、CUP 法が最も適切な算定方法であるという税務当局の主張には根拠がない。どの算定方法を採用するかは納税者の選択に任せられており、税務当局には TNMM で算定した独立企業間価格を拒否する権利はない。

H 社の主張に対し、デリー租税裁判所は以下のように判決を下した。

1. 確かに、具体的にどの移転価格算定方法を採用するかは法令で定められていないが、所得税法（Income Tax Act）92C 条（2）では、「最も適切な移転価格方法を選択しなければ

ならない」と書かれている。CUP 法の場合、関連者間取引価格と非関連者間取引価格との間に差異が生じたときには、その差異が生じる原因は関連者間の取引だからであると言うことができるため、CUP 法が最も適切な算定方法であると言うことができる。

2. たとえ H 社が輸入していた API が競合の API と比べて品質が良かったとしても、取引の性質が異なっていたとは言えないため、CUP 法を採用して独立企業間価格を算定しなければならない。